

別表

補助の対象			補助率及び補助額	備考
事業の区分	対象経費	補助基準額		
新人看護職員・新人保健師・新人助産師研修事業	<p>1 新人看護職員・新人保健師・新人助産師研修事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 研修責任者経費（謝金、人件費及び手当）</p> <p>(2) 報償費</p> <p>(3) 旅費</p> <p>(4) 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費及び図書購入費）</p> <p>(5) 役務費（通信運搬費及び雑役務費）</p> <p>(6) 使用料及び賃借料</p> <p>(7) 備品購入費</p> <p>(8) 賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p> <p>2 教育担当者経費（謝金、人件費及び手当）（新人看護職員等が5人以上の場合に限る。）</p>	<p>1 研修経費</p> <p>(1) 新人看護職員等が1人のとき 440千円 （新人保健師研修又は新人助産師研修のいずれかを含む事業にあつては、586千円）</p> <p>(2) 新人看護職員等が2人以上のとき 630千円 （新人保健師研修又は新人助産師研修のいずれかを含む事業にあつては776千円、新人保健師研修及び新人助産師研修のいずれをも含む事業にあつては922千円）</p> <p>2 教育担当者経費 新人看護職員等5人ごとに 215千円</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>	<p>新人看護職員等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であつて、新人看護職員研修、新人保健師研修及び新人助産師研修のうちいずれか1以上の種類の研修に参加する者とし、上限を70人とする。なお、それぞれの研修のうち複数の種類の研修に参加する者は、1人として計算する。</p>

<p>医療機関受 入研修事業</p>	<p>医療機関受入研修事業に要 する次に掲げる経費</p> <p>(1) 教育担当者経費（謝金 、人件費及び手当）</p> <p>(2) 需用費（消耗品費、印 刷製本費、会議費及び 図書購入費）</p> <p>(3) 役務費（通信運搬費及 び雑役務費）</p> <p>(4) 使用料及び賃借料</p> <p>(5) 備品購入費</p>	<p>医療機関受入研修事業費</p> <p>(1) 1人以上4人以下を受け入れる 場合 1施設当たり113千円</p> <p>(2) 5人以上9人以下を受け入れる 場合 1施設当たり226千円</p> <p>(3) 10人以上14人以下を受け入れる 場合 1施設当たり566千円</p> <p>(4) 15人以上19人以下を受け入れ る場合 1施設当たり849千円</p> <p>(5) 20人以上を受け入れる場合 1施設当たり1,132千円</p> <p>(6) 受け入れる新人看護職員数が20 人を超える場合1人増すごとに45 千円</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額と を比較していずれか少ない額と、総事業費 から寄附金その他の収入額を控除した額 とを比較していずれか少ない額に2分の 1を乗じて得た額（算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り 捨てた額）以内</p>	<p>1 当該事業は複数月 で実施すること。</p> <p>2 受入人数について は、1人当たり年間40 時間で1人とし、上限 は30人とする。なお、 1人40時間に満たな い場合は、複数人で40 時間となれば1人と する。</p>
------------------------	---	--	---	--